

Z会東大進学教室

直前一橋大日本史総合演習

【1回目】



問題

【1】

解説

【着眼点】

一橋大学日本史の第1問は前近代から出題される。その出題の時代範囲は年により異なるが、古代から近世に渡って統一したテーマでその推移を追う問題もしばしば出題されている。本問ではこの時代範囲で地方支配の在り方が問われており、律令体制、幕藩体制における地方支配の在り方と、中世の地方社会の在り方についての理解が求められている。

【知識の整理】

1 律令国家の地方支配

(1) 8世紀

律令体制では、全国は畿内と、東海道・東山道・北陸道・山陰道・山陽道・南海道・西海道から成る七道とに分かれ、さらに国・郡・里の行政区画がなされて、国司・郡司・里長が任命されて地方支配に当たった。国は大国・上国・中国・下国の四等級に分かれ、国を治める国司も守・介・掾・目の四等官があり、中央から四位・五位の中下級貴族を国守とし、以下の官には中央の官人が任命されて、任期6年（のち4年）で派遣された。国司は中央政府の監督の下に任国内の祭祀・造籍・勸農・徴税・裁判・治安維持など国政全般を司り、これによって中央集権体制は成立していた。

国司の下には地方官として郡司が太政官から任命されて地方行政の実務（税の徴収や様々な文書の作成など）を担当したが、郡司にはかつての国造層の系譜を引く地方豪族が優先的に任命された。郡司は終身官であり、多くは世襲された。また官職に応じて支給される職田についても、国司に比べて郡司は優遇されており、先祖以来保持してきた私有地への保障がなされていた。従って、律令国家の地方支配は、国家が公民を直接支配するという中央集権体制の形を取りつつも、実態はかつての国造の子孫であり、祖先以来その土地と人民を支配してきた郡司の持つ伝統的な民衆支配力に依存したものであったといえる。

(2) 10世紀

8～9世紀には、律令体制の地方支配は2つの方向で崩壊に向かっていった。1つは人頭税・兵役の負担が成人男性に集中していることから生じる公民の浮浪・逃亡の増加や偽籍の横行による個别人身支配の崩壊であり、もう1つは743（天平15）年の墾田永年私財法に始まる私有地の増大とその結果としての地方における富豪農民の台頭である。

これらは、律令制下の郡司を通じた民衆の支配を行き詰らせるとともに、諸国からの調庸の未進も常態化させたため、10世紀になると、朝廷は地方行政の責任と権限を国司の最上席者（ふつうは守）に一任し、中央政府への一定額の税の納入を請け負わせるようになり、税率の決定も国司によってなされるようになった。また、税の徴収方法も、土地を名に区分して有力農民（田堵）に一定期間の耕作を委ね、土地の面積に応じて官物・臨時雑役を徴収する仕組みに変更されていった（負名体制）。

国司の権限の強化は、地方政治における国司の役割を増大させるとともに、これまで実務を担ってきた郡司層の衰退を招くことにもなった。一方で、国司の徴税請負人化は国司職を利権化させ、私財を朝廷の儀式や有力貴族に提供して国司職を得る成功や、同じ国の国司に再度任命される重任などの売官売位の風潮を高めることにもなった。

2 惣領制

負名体制から荘園公領制への土地制度の変化の中で台頭してきた武士は、中世には政権を担うまでになったが、その武士の社会は惣領制という仕組みで運営されていた。惣領制では武士は一門（本家・分家）で血縁的に結合し、本家の家督である惣領が一門を強力で統率し、戦時における一門の指揮、平時における先祖の供養や氏神の祭祀を執行した。鎌倉幕府の下で御家人となった惣領は一門の意向を代表するとともに、幕府から課された軍役・番役などの諸役を庶子（惣領以外の一門の子弟）に割り当てる役割も担っていた。

惣領制の下では所領は嫡子（惣領の後継者）・庶子間で分割相続されていたが、鎌倉時代後期になると所領の細分化からこの相続方法は行き詰まり、嫡子による単独相続へと移行し、庶子の中には惣領からの自立をはかるものも現れるようになった。南北朝の内乱の頃には単独相続は定着し、本家と分家（惣領と庶子）による血縁的結合は崩壊し、武士たちは自分の所領を守るために地縁的に結合して地域の支配権を争うようにもなった（このことが南北朝の内乱を全国化させた一因でもある）。その結果、地方の諸地域には国人一揆と呼ばれる武士の強固な地縁的結合体生まれ、彼らは相互の紛争を解決するためや農民の支配を徹底するために掟を定め、契約を交わしていた。

南北朝の内乱の中で成立した室町幕府は、鎌倉幕府に倣い各地に守護を設置したが、その多くは足利一門であったため、任国への赴任という形がとられた。幕府は守護に現地の武士への支配を確立させるため、その権限を次々に強化していった（刈田狼藉の検断、使節遵行、半済などについて確認しよう）ため、守護はその権限を利用して任国の土地支配と武士支配を進めて守護大名となり、守護領国制を築くことにもなった。しかし国人たちのすべてが守護に従っていったわけではなく、国人一揆を基盤にして守護の支配に抵抗するものもあり、守護が任国から追放される場合もあった。

3 戦国大名の領国支配

応仁の乱（1467～77年）以後、室町将軍の権力が衰退すると、守護大名に取って代わって（または、守護大名が自己変革して）、一国の支配権を確立した戦国大名が、幕府の権威によらずに大名領国制という統治形態を作り出していった。

戦国大名は分国法を定めることによって領国内の司法権を大名の下に統合し、家臣の自力救済を禁止して（喧嘩両成敗）、家臣を法的統制下に置いたが、土地支配においても独自の方式を作り出した。それが指出検地である。

指出検地とは自己申告形式の検地であり、家臣に領地の面積と年貢収納高を申告させるものと、農民に耕地の面積や収入額を申告させるものがあった。いずれの場合も年貢収納高、収入額は銭に換算した貫高が統一基準として用いられ（貫高制）、武士に対しては貫高をもとに領地が知行として給付され、貫高に応じた軍役が課されることによって、戦国大名と家臣の間

に封建的主従関係を確立させることになった。

4 幕藩体制の地方支配

戦国時代を終結させ、戦国大名を統合することによって近世の幕藩体制と大名知行制は成立したが、その統治は中央政府である幕府とその主催者である将軍が諸大名に知行を給付し、大名がその家臣団を率いて領国と領民の統治にあたるという形がとられ、各地域は藩という軍事的、財政的に自立的な統治組織によって運営されるという分権的な性格を有していた。

そのため、幕府は自らの集権性を保つために様々な手段をとった。1615（元和元）年に初めて出され、以後各代の将軍が主にその就任時に発令した武家諸法度は、大名を法的統制下に置くものであったが、将軍と大名の関係が御恩と奉公から成る封建的主従関係を基盤に成立しているため、将軍による知行の給付と大名による軍役の負担についてはとくに手厚い措置がとられた。3代将軍徳川家光はその在任中に大名鉢植え政策と呼ばれる盛んな大名の転封を行ったが、これは将軍の全国の土地支配権と知行給付権の行使であり、また寛永の武家諸法度（1635年）では参勤交代を制度化して、参勤交代を平時の軍役として位置付けた。

一方、2代将軍徳川秀忠と4代将軍徳川家綱は、それぞれ大名への領知宛行状の一斉交付を行い（秀忠は1617年、家綱は1664年）、大名の領地は全国の土地支配権を持つ将軍が御恩として給付するものであることを明確にした。家綱の場合にはすべての大名から一旦領地宛行状を回収（形式的には領地は一度将軍の下に返上される）してから再交付するという徹底したものとなった。

解答例

問1 律令国家では中央集権体制が形成され、中央の太政官から中下級貴族が国司として派遣されて地方行政にあたり、実務は地方豪族出身の郡司が伝統的な地域支配力をもとに担当した。10世紀になると律令政府は地方行政を国司に一任して税率決定権も委ねたため、国司の徴税請負人化が進み、郡家の衰退も生じた。問2 鎌倉時代には武士は惣領制の下で血縁的に結合していたが、分割相続による所領の細分化で嫡子の単独相続に移行すると、庶子の独立が進んで惣領制は解体した。室町時代には武士は地縁的に結合して地域支配を進め、国人一揆を結んで守護の支配に抵抗するものも現れた。問3 指出検地。戦国大名は家臣に領地の年貢収納高を自己申告させて知行とし、貫高制での統一的把握で軍役を課して封建的主従関係を確立した。問4 大名への領知宛行状の一斉交付。将軍が全国の土地支配権を持ち、大名の領地は固有のものではなく将軍からの恩給であることを明確にした。

（400字）

【配点の目安】（配点 50 点）

問 1

中央から国司を派遣（2 点）

国司には中下級貴族が就任（2 点）

中央集権体制（または支配）（2 点）

実務は国造層（または地方豪族）出身の郡司が担う（2 点）

（郡司の）伝統的支配力に依存（2 点）

10 世紀（1 点）

地方行政は国司に一任（2 点）

国司は税率決定権も持った（2 点）

国司の徴税請負人化（2 点）

郡家の衰退（1 点）

問 2

鎌倉時代（1 点）

惣領制の指摘（2 点）

武士は血縁的に結合（2 点）

分割相続による所領の細分化（2 点）

嫡子の単独相続に移行（2 点）

惣領制の解体（2 点）

室町時代（1 点）

武士は地縁的に結合（2 点）

国人一揆を結び守護に抵抗（2 点）

問 3

指出検地（2 点）：貫高制も可，その場合は説明の中に指出検地（1 点）が必要

※貫高制のみを指摘した場合は 1 点

家臣が領地の年貢収納高を自己申告（2 点）

知行給付（1 点）

貫高制（1 点）

統一的把握（または統一基準）（1 点）

軍役賦課（1 点）

封建的主従関係を確立（2 点）

問 4

大名への領知宛行状の一斉交付（2 点）

将軍が全国の土地支配権を保有（2 点）

大名の領地は将軍からの恩給（または御恩）（2 点）

【2】

解説

【着眼点】

戦前日本の産業革命および資本主義の形成の原動力となった財閥の形成に関する問題である。日本の財閥の特徴は、多くが政商から出発している点にある。問1は、政商の代表格である三菱と三井が、明治初期に政府とどのように結びつき、どのような役割を果たしたかが、問2では、そこからどのようにして財閥へと成長していったかが問われている。松方財政の意義や日清・日露戦後経営についてしっかり確認しておこう。問3は、独占資本の形成を促した法令である。問題文に「1931年に制定」とあるから、重要産業統制法は答えられて当然だが、その内容や意義をきちんと説明できただろうか。一橋大日本史では、法令や条約の内容がよく問われる。用語集での確認を忘れないようにしたい。

【知識の整理】

●三菱と海運業

明治六年の政変（1873年）で征韓派を下野させた大久保利通は、内務省を創設して殖産興業を進めようとしたが、幕末以来の輸入超過の状態が大きな壁として立ちちはだかった。修好通商条約において日本に関税自主権が認められなかったため、1866（慶応2）年の改税約書では輸入税率が引き下げられて列強の有利になっており、明治初年から貿易赤字が続いていたのである。輸入超過は金銀の海外流出を招いただけではない。「世界の工場」イギリスから綿織物・毛織物が流入したことで国内産業は大きな打撃を受けた。近代産業の育成をはかりたい明治政府は、関税自主権の回復を主眼に寺島宗則外務卿が条約改正交渉を行ったが、アメリカの同意を得たもののイギリスの反対によって実現には至らなかった。

そこで、大久保は欧米の汽船会社によって海運が支配されている状況を改め、日本沿岸での海運権の確立をはかろうとした。そこで白羽の矢を立てたのが、土佐出身の岩崎弥太郎である。岩崎の経営する三菱商会は、1874（明治7）年の佐賀の乱・台湾出兵において軍事輸送を担い、着々と力をつけていたので、大久保は彼を欧米に対抗させようとした。外国汽船13艘を買入れて無償で委託したことから始めて、半官半民の郵便汽船会社の所有船24艘を払い下げ（これにより、1875〈明治8〉年には郵便汽船三菱会社と改称している）、さらにはアメリカの汽船会社から横浜―上海間の航路を買い取る費用も賃貸した。こうした政府の保護を受け、三菱は海運業を中心に倉庫業・金融業・保険業など多角的経営を進めていったのである（三菱と大隈重信との関係もこの時に築かれた）。

なお、1882（明治15）年には三菱に対抗すべく三井を中心に半官半民で共同運輸会社が設立された。両者は激しい競争を繰り広げ、運賃の引き下げなどに寄与した後、1885（明治18）年には政府の斡旋により合併し、日本郵船会社が設立された。

●三井と金融業

1673（延宝元）年、江戸日本橋に「現金かけ値なし」による町人を対象とした切り売り・店頭販売を行う越後屋呉服店を開いた松坂の商人三井高利は、1683（天和3）年に隣接して三井両替店を開設した。これが三井の金融業務の始まりであり、後には本両替として幕府の出納業

務を司るようになった。明治新政府が発足すると支持を表明、^{このいけ}鴻池などとともに御用金 300 万両の徴収に応じて政商として道を歩み始める。1871（明治 4）年の新貨条例に際しては、大蔵省が替方として紙幣の発行にもあたった。

1872（明治 5）年に国立銀行条例が出されると、三井は小野組とともに第一国立銀行に出資したが、小野組は政府預かり金を元手にした米・油の投機に失敗し、倒産してしまった。すると、政府は為替方として唯一残った三井を保護する方針を打ち出した。1876（明治 9）年、日本初の私立銀行として三井銀行を開くと、大蔵省は官金の取り扱いを一手に引き受けさせた。1880 年代には、政府の預金額は三井銀行の総預金額の 40%を超えていたという。さらに、同じく 1876（明治 9）年に創立した三井物産が農民から米を買い集め、代金を地租として納入させるという形で、三井銀行は事実上の徴税機関ともなった。こうして、三井は金融部門を中心に財閥を形成していくのである。

三井・三菱のように、政府と結託して独占的に利益を上げた特権的な資本家を政商という。明治政府は彼らの資金力に支えられる一方、保護することで経済の近代化を促した。別子銅山などの経営に当たっていた住友、酒造業から新田開発・両替商など幅広い事業を展開していた鴻池など江戸時代から続く豪商が、政商として資本主義の発達を担っていくことになった。

●財閥の形成

1870 年後半、明治政府は殖産興業に対する過剰な投資と西南戦争の戦費で財政難に陥っていた。これを不換紙幣の増発で乗り切ろうとしたものの、紙幣価値の下落によりインフレが進行し、定額金納の地租を主財源としていた政府にとっては実質的な収入減となった。

そこで、1881（明治 14）年に大蔵卿に就任した松方正義（後に初の蔵相）は、軍事費を除く歳出を徹底的に緊縮し、紙幣の整理を進めて兌換制度（銀本位制）の確立をはかった。その中で、官営事業の払い下げも進められる。富岡製糸場などのいわゆる「官営模範工場」は、近代産業の育成のため採算を度外視して欧米から技術や機械を導入していたから、政商に安い価格で払い下げられたのである。この結果、三菱は高島炭鉱や長崎造船所、三井は三池炭鉱や新町造船所、他にも古河（阿仁銅山）・川崎（兵庫造船所）など、政商は鉱工業の基盤を手に入れることとなり、財閥に成長していった。

日清戦争後、政府は賠償金の大部分を軍備拡張に注ぎ込み、合わせて鉄鋼の国産化をめざして官営八幡製鉄所を設立した。日露戦争後も、増税や外債の募集によって資金を調達し、軍事工場の拡充と重工業の育成をはかった。こうした中で、財閥は基盤としていた金融業や鉱山業・海運業を中心に製鉄業・造船業など多角的経営を繰り広げるようになり、持株会社を頂点とするコンツェルン形態を築いていった。財閥はこの後、1910 年代の大戦景気とともに発展し、1920 年代の慢性的不況下では、中小銀行や「成金」が淘汰されていく中で金融面での産業支配を強め（資本が財閥へと集中した）、経済界において独占的な地位を占めるに至った。これを独占資本、あるいは金融資本という。また、財閥は政党との結びつきも深めていった。

●重要産業統制法

1930（昭和 5）年、浜口雄幸内閣の井上準之助蔵相は財政緊縮と産業合理化を進めて金解禁を断行したものの、折からの世界恐慌の影響を受けて輸出が大幅に減少し、昭和恐慌に陥った。

こうした中、さらなる産業合理化による経済界の抜本的な整理が求められた。そこで翌年の1931（昭和6）年に制定されたのが重要産業統制法である。この法律は、産業部門別の企業同士で行われる生産調整や価格統制に関する協定に法的な強制力を認め、カルテルの結成を奨励するものであった。過度の自由競争を控えることで、生産過剰による価格の下落（デフレ）を防ごうとしたのである。

これは、従来の自由主義経済政策とはまったく異なるものである。古典派経済学の祖とされるアダム＝スミスは、資本主義下のプレーヤーは各自の利己心に基づいて自由競争をしていれば、自然と市場原理が働いて国家・社会全体の利益につながると考えた。これが有名な「神の見えざる手」である。この立場からすれば、自由放任で政府は何も手出しをしない方がよいことになる。しかし、1920年代の慢性的不況は、市場原理のみでは日本経済を立ち直らせることができないことを示していた。また、経済界の再編に対する政府の主導や、減税・公共事業などによる有効需要の創出（いわゆるケインズ経済学）が世界的な潮流となりつつあった。こうした中で、すべてを自由競争に任せるのではなく、政府の介入によってデフレによる不況を克服し、大戦景気以来の不健全な状況を解消しようとしたのである。

しかし、これは国家権力から限られたパイの配分を命じられるようなものである。結果、1920年代にすでに独占資本の形態を整えていた財閥は支配力をさらに強化し、資本の集中を加速させた。加えて、財閥と国家権力との結びつきも強化され、国家独占資本主義とも呼ばれる状態が現出する。国家権力と財閥は一心同体となったのである。財閥は新たな市場を求めてアジアへの植民地進出を促す。こうした状態が軍国主義の温床となっていたと見たGHQは、民主化の中心課題として財閥解体を命じた。1945（昭和20）年に15財閥の資産を凍結、翌1946（昭和21）年に持株会社整理委員会が公売にかけて民主化をはかり、さらに翌1947（昭和22）年に指定財閥家族の財界追放を実施して人的支配を切断したのである。

解答例

問1 軍事輸送を担っていた三菱は、欧米の海運支配からの脱却をはかりたい明治政府から外国汽船の無償委託や航路買取り費用の貸貸など手厚い保護を受け、日本沿岸での海運権を確立した。一方、三井は御用金の徴収に応じるなど為替方として政府財政を支え、後には私立の三井銀行を創立して官金の取扱いを独占した。問2 1880年代前半には、松方正義大蔵卿の緊縮政策により官営事業が安価で払い下げられたことで、政商は鉱工業の基盤を得て財閥へと成長していった。日清・日露戦争期には、軍備拡張と重工業の育成をはかる政府の保護の下で、財閥は金融業・鉱山業などを中心に多角的経営を行って持株会社を頂点とするコンツェルン形態を築いた。問3 重要産業統制法。産業合理化政策として、生産調整や価格に関する協定に法的強制力を与え、カルテルを助成した。これにより財閥に資本が集中して独占が促進されるとともに、財閥と国家との結合が見られるようになった。

(400字)

【配点の目安】 (配点 50点)

問1

- 三菱＝海運業（3点）→海運権の確立をはかりたい政府から保護を受ける（4点）
- 三井＝金融業（3点）→為替方として政府財政を支え、官金取扱いを独占（4点）

問2

- 1880年代＝官営事業の払下げ（4点）→鉱工業の基盤を得る（4点）
- 日清・日露戦争期＝軍備拡張と重工業の育成（4点）
→持株会社を頂点としたコンツェルン形態を築く（4点）

問3

- 法令＝重要産業統制法（4点）
- 内容＝産業合理化の一環（4点）→カルテルを助成して生産調整を行わせる（4点）
- 意義＝財閥に資本が集中（4点）、財閥と国家との結合が進む（4点）

JF
直前一橋大日本史総合演習
【1回目】



会員番号	
------	--

氏名	
----	--